記 者 発 表 資 料

令和８年４月１７日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会	役務	東京都千代田区平河町２丁目５番５号　全国旅館会館４階

２．指名停止措置期間
令和８年４月１７日　～　令和８年６月１６日　　（　２ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）の専務理事（当時）は、観光庁が令和４年度に（株）共栄ALUCAZ（現（株）MACHIづくり）に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、（株）共栄ALUCAZ関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち２件で、約9，000万円をだまし取ったとして、令和８年２月１０日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。その後、同専務理事（当時）は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4，000万円もだまし取ったとして、令和８年３月３日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年３月２４日、詐欺罪で起訴された。
今回逮捕、起訴された専務理事（当時）は、（一社）日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事をつとめており、同協会は有資格者であるため、併せて指名停止を行う。なお、「（株）共栄ALUCAZ」、「（株）MACHIづくり」及び「（株）共栄商会」は有資格者ではない。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１６号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」　別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 16　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に 当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）

○ 総務部　契約課　　課長　　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　二部（にべ）　文彦（ふみひこ）　（内線　2512）

総務部　経理調達課　　契約管理官　　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）

○は本件の主務課です。